

利用対象



医療的ケア児等とその家族
(医療的ケア児が成人した場合も含まれます)



現在またはこれから医療的ケアが必要な方と関わる支援者
(保育所や学校、福祉サービス事業所、医療機関等)



行政担当者
(母子保健、保育、障害福祉、教育委員会等)

相談の流れ



お問い合わせ
電話・FAX・メール等



相談窓口からの連絡
(医療的ケア児等支援センター)
相談日・相談方法の調整



相談
来所・電話・メール・訪問等


※相談内容によっては地域の機関などをご紹介します場合もあります。

相談窓口

鹿児島県医療的ケア児等支援センター


まずは電話・FAX・メールでお気軽にご相談ください

電話・FAX からのご相談

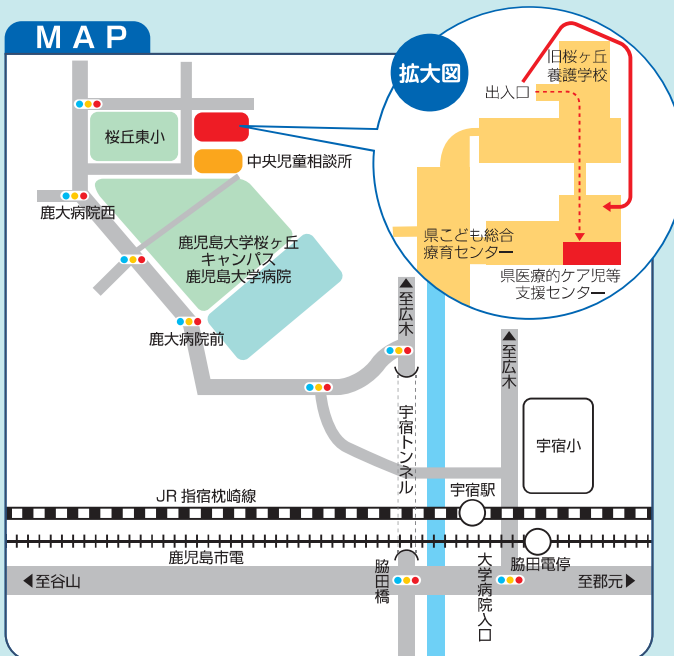
 **099-814-7418**
 **099-814-7419**

月～土曜日 9時～17時
(祝日及び年末年始を除く)

来所による相談を希望される場合は事前に**ご予約**ください。
相談は無料ですが別途通話料等はかかります。

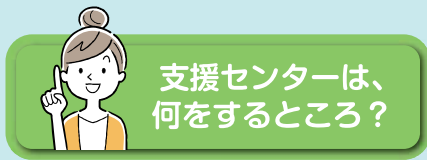
 kagoshima.ikeaji.sc@bird.ocn.ne.jp

住所 鹿児島市桜ヶ丘6丁目12
(鹿児島県子ども総合療育センター同一建物内)



鹿児島県 医療的ケア児等 支援センター





支援センターは、何をするとところ？

1. 相談対応

医療的ケア児等に関する様々な相談をお受けします。ご相談内容に応じて関係機関と連携した支援をします。

2. 現場支援

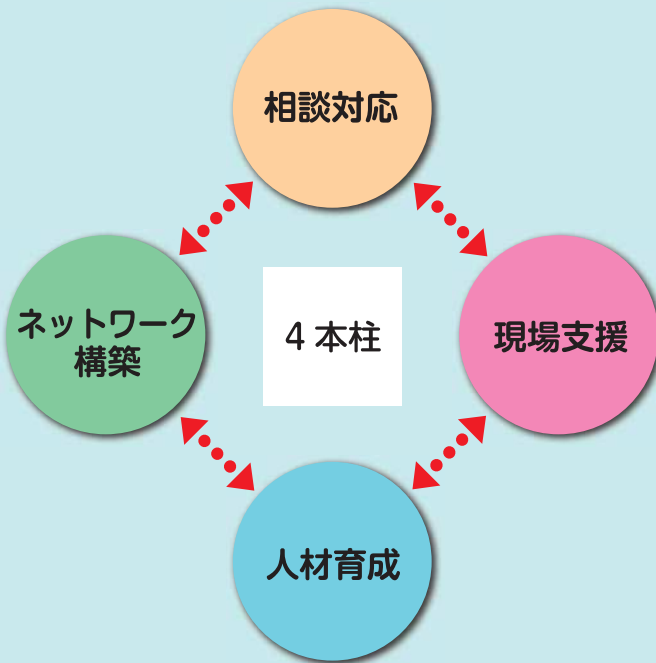
保育園や学校、福祉事業所等に出向いて研修をしたり、訪問看護師同士が協働することを支援します。

3. 人材育成

医療的ケア児等の支援に関する各種研修の企画、運営を行います。

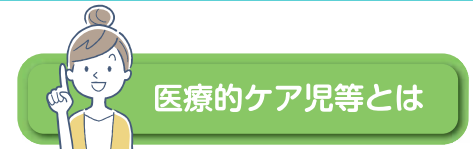
4. 連携・ネットワークの構築

医療的ケア児等に関わる関係機関・団体等と連携しネットワークを作ります。



支援のしくみ

医療的なケアを必要とする「こどもたち」と「家族」が安心して笑顔で暮らすことができるよう地域で支えるお手伝いをします。



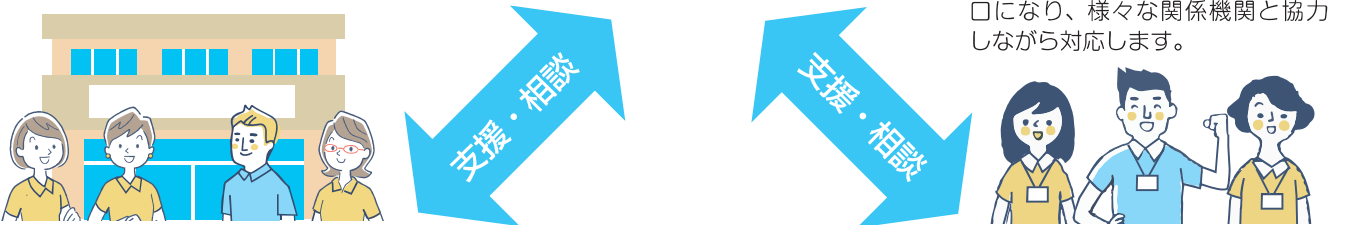
医療的ケア児等とは

人工呼吸器や胃瘻、痰の吸引など医療的ケアが日常的に必要な子ども

(医療的ケア児が成人した場合も含まれます)



医療的ケア児等支援センターが窓口になり、様々な関係機関と協力しながら対応します。



関係機関

- 【医療】 医療機関，訪問看護事業所等
- 【保健】 保健所，保健センター等
- 【行政・福祉】 市町村，相談支援事業所，障害福祉サービス事業所，障害児通所支援事業所等
- 【保育・教育】 保育所，幼稚園，教育委員会，小・中学校，高等学校，特別支援学校等
- 【労働】 ハローワーク，障害者就業・生活支援センター等

医療的ケア児等支援センター

- センターの役割
- ・相談対応
 - ・現場支援
 - ・人材育成
 - ・連携・ネットワークの構築

地域の医療的ケア児等コーディネーター等

※鹿児島県医療的ケア児等支援センターは、鹿児島県から公益社団法人鹿児島県看護協会が委託を受け運営しています。

